路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市唐崎一丁目字北朧池五二五番二七地先から同市際川四丁目字朧池三七九番六まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所
〃	大津市柳が崎字立原五三番四地先から同市柳が崎字柳ノ間一六一番まで	〃
〃	大津市浜大津一丁目六番二から同市中央一丁目一一五番一地先まで	〃

供用開始の期日　平成三十年三月二十七日

○北海道開発局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・一一・三百三十号八丁目通及び三・三・十一号札幌江別通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十八年北海道開発局告示第百十六号の事業地のうち野幌町地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・四・百三号停車場通

三　事業施行期間　自平成二十六年八月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三百九号二丁目通

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年３月27日

九州地方整備局長　増田　博行

1　河川の名称　番匠川水系番匠川

2　河川管理施設の名称又は種類

番匠川右岸堤防

3　河川管理施設の位置

大分県佐伯市弥生大字細田字中ソリ319番地先から大分県佐伯市弥生大字細田字一ノ口63番１地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　佐伯市長　田中　利明

住所　佐伯市中村南町１－１

5　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成30年３月５日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年３月27日

九州地方整備局長　増田　博行

1　河川の名称　白川水系白川

2　河川管理施設の名称又は種類

白川右岸堤防

3　河川管理施設の位置

熊本市中央区木道町９番31地先から同市同区南千反畑町９番54地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　熊本市長　大西　一史

住所　熊本市中央区手取本町１番１号

5　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　道路管理者が維持する範囲は関係図書のとおり

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成30年３月５日から道路の存続する日まで